

平成29年10月26日

サンリオ合同コンプライアンス委員会

不当表示等を防止するための方針

1. 景品表示法の考え方の周知・啓発

当社は、不当表示等の防止のため、景品表示法の考え方について、表示等に関係している役職員にその職務に応じた周知・啓発を行います。

2. 法令遵守の方針等の明確化

当社は、当社コンプライアンス宣言に記載する行動原則に基づき、景品表示法を含む関係法令を遵守し、不当表示等の防止に当たります。

3. 表示等に関する情報の確認

当社は、不当表示等のおそれがないか、関係情報を確認し、適正な表示等を行います。

4. 表示等に関する情報の共有

当社は、不当表示等を行わないよう、合理的根拠資料の有無を確認し、必要な情報を社内イントラに掲載する等して当社内で共有しながら表示等を行います。

5. 表示等を管理するための担当部門

- ・表示等管理部門：株式会社サンリオ 商品安全対策委員会
- ・表示等管理部門は当社の表示等に関して監視・監督権限を有します。
- ・表示等管理部門及びその他表示等の関係部門に各々担当責任者を選任し、社内イントラに掲載するとともに、各担当責任者のもとで当該部門業務に係る表示等の必要な確認を行います。

6. 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置

当社は、表示等の根拠となる情報を事後的に確認するため、関係資料を、法令や社内規程に定められた期間、保管いたします。

7. 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応について

- ・当社は、当該事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- ・当社は、不当表示等による一般消費者の誤認排除を迅速かつ適正に行います。
- ・当社は、再発防止に向けた措置を講じます。

以上